

秩父市立吉田小学校いじめ防止基本方針

2019年4月改訂

吉田小学校は、児童が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために基本方針を策定する。

第1 秩父市立吉田小学校基本方針の策定

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

【いじめの禁止】

全ての児童は、いじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれを対処し、さらに再発防止に努める。

第2 いじめ防止等の対策の内容に関する事項

1 基本施策

(1) 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の最重点目標の一つとして、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者（学校応援団等）との連携を図りつつ、いじめ防止に児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な

措置として、人権作文・人権集会等を実施する。

- (オ) 児童が心の通じ合うコミュニケーション能力をはぐくみ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (カ) 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (キ) 全職員が、いじめ問題に無関係でいる児童はいないとの認識の下、企画委員会や生徒指導委員会で生徒指導上の課題解決の取組を計画的に実施し、併せて評価・改善を行っていく。

2 いじめの早期発見への取組

教育理念『地域や保護者から信頼され、児童が誇りを持って生き生きと活動し、心豊かでたくましく、笑顔いっぱいの学校（吉小プライド）』に基づき、児童が安心して学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、いじめの早期発見に向け全職員が以下の取組を実施していく。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

- (1) 「児童対象いじめアンケート調査」を年3回（学期に1回）実施する。その結果を分析して全職員で共有するとともに、課題が見つかった場合は早期に解決する。
- (2) 「保護者対象個人面談」を希望者に年1回実施し、課題を抱える児童への実態把握と理解を深め、課題解決に努める。
- (3) 発信された情報、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、児童及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対応できるようにする。そのために必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行うとともに、学級活動の指導の中で、児童の実態に応じてインターネットの使用に関するルールやモラルについての教育を充実する。
- (4) 児童及び保護者が日頃からいじめに係る相談を行うことができるようさわやか相談員・スクールカウンセラーの活用も積極的に行いながら、相談体制の整備を行う。

3 いじめに対する措置

いじめの早期解決に向けて全職員が以下の取組を実施していく。

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。教員は、些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべてを報告・相談する。また、教職員はいじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

(1) いじめ防止等の対策を実効的に行う「いじめ防止対策会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止会議」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、
特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教育相談主任、
さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

<活動>

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

<開催>

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は早期に緊急開催とする。

(2) いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合はすみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじ

めを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- (ウ) いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置等を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、秩父市教育委員会及び秩父警察署等と連携して対処する。

(3) いじめの解消

- (ア) 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも三ヶ月を目安とする。
- (イ) いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

4 いじめの防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、秩父市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 秩父市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- (5) 詳細な調査をしなければ、事案の全容はわからないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」という判断はしない。

5 付則

- (1) 基本方針の見直しを毎年、年度末に行う。
- (2) 見直した基本方針を学校運営協議会で意見または助言を求め、さらに見直しを図る。

《参考資料》

生徒指導・教育相談に関する年間行事予定

月	計 画
4月	職員会議で「平成31年度 学校基本方針」策定
5月	家庭訪問 生徒指導委員会
6月	児童対象アンケート・保護者アンケート（学校評価）の実施 非行防止・防犯教室（ネットに関する内容を含む）の実施
7月	夏休みに向けての生活指導の実施 生徒指導委員会 夏休み中、希望する保護者と教育相談・個人面談を全校で実施
8月	いじめ防止に向けた校内研修（彩の国生徒指導ハンドブック） いじめに関する標語づくり（各家庭）
9月	いじめに関する標語発表会・いじめに対する「行動宣言」発表
10月	児童対象アンケート調査 生徒指導委員会 就学時健康診断「親の学習」での『3つのめばえ』の活用
11月	保護者アンケート（学校評価）の実施 生徒指導委員会
12月	冬休みに向けての生活指導
1月	
2月	児童対象アンケート・保護者アンケート（学校評価）の実施 生徒指導委員会
3月	今年度の問題の検討及び新年度の成果・課題の検討

※年間を通じて各学年が「彩の国の道徳」「わたしたちの道徳」を活用

※年間を通じて職員会議で生徒指導情報交換会を実施

※毎月「いじめ防止対策会議」を設置